

第5回 松山市緑町土砂災害対策技術検討委員会 発言概要

●第4回検討委員会における委員の意見等

・第4回委員会の確認事項 (資料2)

鈴木委員：(2章)

2016年-2020年のレーザープロファイラの精度(分解能)は、緊急車両用道路の舗装工事による地表高の変化が差分図から伺えるものの、斜面部では2020年のグラウンドデータの点数が少なく、また、密集する高木の樹冠で覆われた斜面域において、隣接する複数のレーザーが樹冠を通過し1m以上の差分が生じている箇所については、レーザーが地表に届くまでに倒木等があったのではないかと、といった考察についても理解でき、現状の分析で斜面の差分を考察することは難しいと理解した。

鈴木委員：(3章)

現場で確認された流下痕跡の左右岸の比高差約4mについて、土石流・流木対策設計技術指針で示される算定式で流速7m/sとして α を逆算した結果、概ね妥当な範疇に入っているとの結論について理解した。なお、算定式の α を2~10として流速を手元で試算したところ6~10m/s程度となり、擁壁が倒壊するような流速が発生し得る現場痕跡であったと理解した。

木下副委員長：(4章)

B箇所の状況からA箇所について2017年以前の変形についての考察について、この結果で問題ないと理解した。

●松山市緑町土砂災害対策技術検討委員会 報告書(案)

高橋委員：捨土の堆積状況、樹木の管理、石垣周辺の水の状況などをチェックしておいていただきたい。

愛媛県：いただいた意見については、再発防止に向けた取組みに含まれていると判断していますが、改めて、十分注意のうえ再発防止に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

木下副委員長：P19 6.2 (3) 被災した溪流以外の斜面・谷部に記載されている、「谷部の周辺斜面」とは、どこを想定しているのか。

愛媛県：P15 右側の平面図において、図示している谷地形 C～F を想定しています。

木下副委員長：松山城全体で考えるとそれ以外にも同様な箇所があると考えられるため、十分精査してもらいたい。

渡邊委員：土砂災害のメカニズムとして、プロセス 1、2、3 を経て発生したと、とりまとめたと考えているが、今回の事象は、「自然災害」という認識でいいかどうか、確認したい。

愛媛県：素因・誘因で整理しているとおり、誘因としての降雨が一つの原因と考えています。

渡邊委員：自然災害ということは言い切れないという認識か。

愛媛県：素因・誘因としては、それ以外の課題等があったと考えられるため、原因の一つは自然災害的なものであったが、それだけとは考えられないものと認識しています。

森脇委員長：P12 などプロセス 3 の名称が土砂流出と表記されているため、表現を統一すべきではないか。

愛媛県：P8 などにも表現が統一されていないところがあるため、修正したい。

森脇委員長：資料の修正内容の確認について、委員長一任とさせていただきたいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員一同：意見等なし。

森脇委員長：先ほど指摘のありました用語的な不統一の問題などの微修正が残っているものの、事務局の報告書案につきましては、これまで議論を重ねてまいりました内容を踏まえたものとなっており、妥当であると私としては判断しておりますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

委員一同：意見等なし。

森脇委員長：委員の皆様方のご了解をいただきましたので、事務局から提示された報告書案を本検討委員会のとりにまとめたいと考えます。